

厚 科 審 第 2 6 号

平成 2 4 年 7 月 6 日

科学技術部会部会長

永 井 良 三 殿

厚生科学審議会会長

垣 添 忠 生



ヒト幹細胞臨床研究実施計画について（付議）

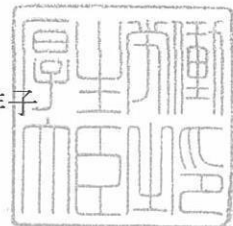
標記について、平成 24 年 7 月 4 日付け厚生労働省発医政 0704 第 3 号をもって厚生労働大臣より諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第 3 条の規定に基づき、貴部会において審議方願いたい。

厚生労働省発医政 0704 第 3 号
平成 24 年 7 月 4 日

厚生科学審議会会長

垣 添 忠 生 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



諮 問 書

下記のヒト幹細胞臨床研究実施計画について、その計画変更の必要性及び適切性に関し、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第8条第1項イ及びヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成18年厚生労働省告示第425号）第2章第1の5（3）の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

1. 平成24年3月14日に大阪大学医学部附属病院、病院長から提出された「重症心筋症に対する自己由来細胞シート移植による新たな治療法の開発」計画
2. 平成24年3月23日に島根大学医学部、医学部長から提出された「重症低ホスファターゼ症に対する骨髄移植併用同種間葉系幹細胞移植」計画
3. 平成24年4月20日に大阪大学大学院歯学研究科、研究科長から提出された「自己脂肪組織由来幹細胞を用いた新しい歯周組織再生療法開発」計画

厚 科 審 第 2 7 号

平成 2 4 年 7 月 6 日

科学技術部会部会長

永 井 良 三 殿

厚生科学審議会会長

垣 添 忠 生



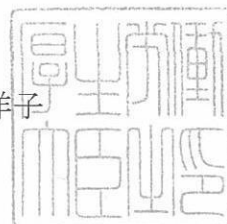
ヒト幹細胞臨床研究実施計画について（付議）

標記について、平成 24 年 7 月 4 日付け厚生労働省発医政 0704 第 1 号をも
って厚生労働大臣より諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第 3 条の
規定に基づき、貴部会において審議方願いたい。

厚生労働省発医政 0704 第 1 号
平成 24 年 7 月 4 日

厚生科学審議会会長
垣 添 忠 生 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



諮 問 書

下記のヒト幹細胞臨床研究実施計画について、その重大な事態の報告に関し、厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 8 条第 1 項イ及びヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成 18 年厚生労働省告示第 425 号）第 2 章第 1 の 4（8）①の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

1. 平成 23 年 10 月 11 日に先端医療振興財団先端医療センター、センター長から提出された「難治性骨折（偽関節）患者を対象とした自家末梢血 CD34 陽性細胞移植による骨・血管再生療法」計画



厚 科 審 第 2 8 号

平成 2 4 年 7 月 6 日

科学技術部会部会長

永 井 良 三 殿

厚生科学審議会会長

垣 添 忠 生



ヒト幹細胞臨床研究実施計画について（付議）

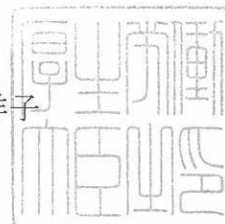
標記について、平成 24 年 7 月 4 日付け厚生労働省発医政 0704 第 4 号をもって厚生労働大臣より諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第 3 条の規定に基づき、貴部会において審議方願いたい。

厚生労働省発医政 0704 第 4 号
平成 24 年 7 月 4 日

厚生科学審議会会長

垣 添 忠 生 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



諮 問 書

下記のヒト幹細胞臨床研究実施計画について、その重大な事態の報告に関し、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第8条第1項イ及びヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成22年厚生労働省告示第380号）第2章第1の5（8）①二の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

1. 平成23年11月30日に先端医療振興財団先端医療センター、センター長から提出された「慢性重症下肢虚血患者に対する G-CSF 動員自家末梢血単核球移植による下肢血管再生治療」計画

2. 平成24年4月16日に先端医療振興財団先端医療センター、センター長から提出された「慢性重症下肢虚血患者に対する G-CSF 動員自家末梢血単核球移植による下肢血管再生治療」計画